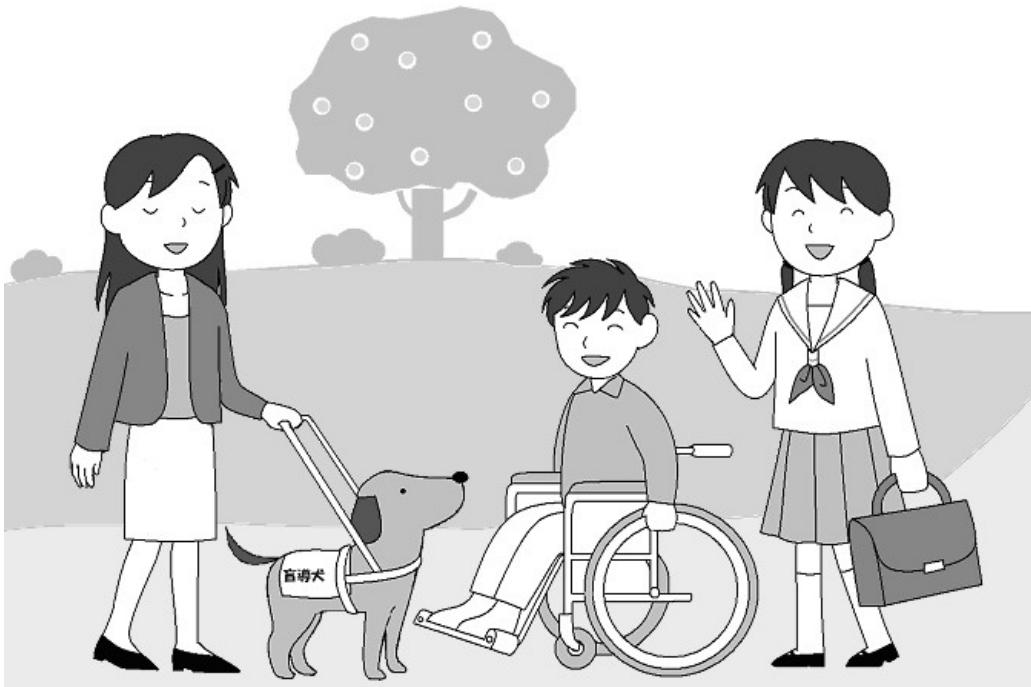


# ふれあい

— 障害福祉のご案内 —

(令和5年10月版)



大和郡山市 福祉部 障害福祉課

## 目 次

	ページ
1)手帳の交付を受けるには .....	1
2)相談窓口 .....	2
3)施設の利用について .....	6
4)関係団体 .....	7
5)日常生活の援助 .....	8
6)障害福祉サービス .....	19
7)社会参加 .....	25
8)その他の支援 .....	28
9)医療 .....	29
10)年金・手当・貸付け .....	31
11)税金等 .....	34
12)各種料金の割引 .....	36
13)各種制度一覧表 .....	40

※個人番号(マイナンバー)について

平成28年1月から身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳申請時など、各種申請手続きにマイナンバーの提示と本人確認が必要となりました。

[個人番号(マイナンバー)確認書類](①～③のいずれか)

- ①個人番号カード
- ②個人番号通知カード+写真付きの身分を証する書類1点  
(障害者手帳・運転免許証・パスポート等)
- ③個人番号通知カード+写真のない身分を証する書類2点  
(健康保険証と年金証書等)

# 1) 手帳の交付を受けるには

## ◇身体障害者手帳

窓口：障害福祉課

対象者：身体に障害のある人。

障害の程度により、1級から6級までの区分があります。対象となる障害は、①視覚 ②聴覚・平衡機能  
③音声・言語・そしゃく機能 ④肢体不自由（上肢・下肢・体幹・脳原性上肢・脳原性移動）⑤心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能です。

### 《申請に必要なもの》

- ・身体障害者手帳交付等申請書
- ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚（※ポラロイド不可）
- ・診断書（様式および医師の指定あり）

## ◇療育手帳

窓口：障害福祉課

対象者：知的障害のある人。

障害の程度は、知能の発達・社会性・日常生活動作などを年齢に応じて総合的に判定し、A1（最重度）・A2（重度）・B1（中度）・B2（軽度）に区分されます。判定の実施機関は次の通りです（事前予約制）。

年齢の区分	判定機関
18歳未満の人	奈良県中央こども家庭相談センター (奈良市紀寺町833、電話0742-26-3788)
18歳以上の人	奈良県知的障害者更生相談所 (磯城郡田原本町多722、電話0744-32-0210)

### 《申請に必要なもの》

- ・療育手帳交付等申請書
- ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚（※ポラロイド不可）

※18歳以上で新規申請される人（再判定の人は除く）は、更生相談所での判定前に障害福祉課での面談がありますので、別途お問い合わせください。

## ◇精神障害者保健福祉手帳

窓口：障害福祉課

対象者：一定の精神障害のために、長期にわたり日常生活や社会生活上の制約を受けている人。

障害の程度により、1級から3級までの区分があります。

### 《申請に必要なもの》

- ・精神障害者保健福祉手帳交付申請書
  - ・顔写真（たて4cm×よこ3cm）1枚（※ポラロイド不可）
  - ・診断書（精神科の初診日から6ヶ月以上経過しているものに限る。様式の指定あり）
- ※診断書に代えて、障害年金証書（裁定通知書）又は年金支払通知書の写しと同意書でも可。

※障害等級変更、障害名追加、住所・氏名の変更、紛失・破損による再交付、死亡等のときも、所定の手続きが必要です。

## 2) 相談窓口

相談窓口 所在地等	相談内容等
<b>大和郡山市福祉事務所</b> (障害福祉課障害福祉係) 〒639-1198 大和郡山市北郡山町 248-4 TEL:0743-53-1151 (内線 535 538) FAX:0743-55-2351(直通)	<p>障害者手帳の交付申請、手帳取得後の福祉サービス(本冊子の記載内容)の利用申請、障害福祉制度に関する一般的な相談、障害者に係る虐待の相談を受け付けます。</p>
<b>大和郡山市保健センター</b> (さんて郡山) 〒639-1136 大和郡山市本庄町 317-2 TEL:0743-58-3333 FAX:0743-58-3330	<p>予防接種、育児・発達相談、健康相談の他、乳幼児、妊産婦等を対象に保健師等が訪問し、本人や家族に対し必要な保健指導を行います。</p> <p>また、40歳以上の市民を対象として、保健師・管理栄養士が心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な保健指導及び助言を行います。</p>
<b>奈良県身体障害者更生相談所</b> <b>奈良県知的障害者更生相談所</b> 〒636-0393 磐城郡田原本町多 722 TEL:0744-32-0210 FAX:0744-32-0650	<p>嘱託医師、ケースワーカー、心理判定員が市町村などの関係機関と連携をとりながら、18歳以上の身体又は知的障害者を対象に、自立支援医療(更生医療)や補装具の支給の要否判定及び療育手帳の新規取得や更新のための総合的な判定を実施しています。</p>
<b>奈良県中央こども家庭相談センター</b> 〒630-8306 奈良市紀寺町 833 TEL:0742-26-3788(こども相談) 0742-22-4083(女性相談)	<p>18歳未満の児童に関する相談に応じるほか、必要に応じて調査や検査等を行い、助言や通所指導を行っています。児童の療育手帳の判定や一時保護、児童福祉施設への入所や里親委託の措置等も行っています。また、女性の自立のため女性が抱えるさまざまな悩みの相談にも応じています。</p>
<b>家庭児童相談室</b> (大和郡山市社会福祉会館) 〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 TEL:0743-53-6531 FAX:0743-55-0986	<p>子どもの言葉や身体の発達についての相談に、専門的な技術をもった家庭相談員が応じています。</p>

相談窓口 所在地等	相談内容等
<p>郡山保健所 〒639-1041 大和郡山市満願寺町 60-1 TEL:0743-     51-0194(感染症係)     51-0197(精神保健難病係)     51-0196(母子健康推進係)     55-0631(難病相談支援センター) FAX:0743-52-6095</p>	<p>感染症・結核患者、精神障害者、難病患者、乳幼児などの相談に応じています。 指定難病特定医療、小児慢性特定疾病医療などの申請窓口にもなっています。</p>
<p>大和郡山公共職業安定所 (ハローワーク大和郡山) 〒639-1161 大和郡山市観音寺町 168-1 TEL:0743-52-4355 FAX:0743-55-0670</p>	<p>障害者の職業相談に応じ、個人別の障害の状況、特性、希望などに基づき、職業の紹介を行っています。また、必要があれば奈良障害者職業センターや職業訓練校へのあっせん等も行っています。</p>
<p>民生・児童委員</p>	<p>障害者、高齢者、児童、ひとり親家庭などの相談に応じるとともに、関係機関との連携を行います。それぞれの委員には担当地域がありますので、お住まいの地域の民生・児童委員については障害福祉課にお問い合わせください。</p>
<p>大和郡山市社会福祉協議会 (大和郡山市社会福祉会館) 〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 TEL:0743-53-6531 FAX:0743-55-0986</p>	<p>身体・知的障害者が地域で安心して暮らせるように、地域住民やボランティアの協力を得ながら地域福祉活動を行う機関です。生活する上で困っていることや悩んでいること、又はボランティアの支援に関する相談を受けています。</p>
<p>大和郡山市成年後見支援センター (大和郡山市社会福祉会館) 〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 TEL:0743-53-6531 FAX:0743-55-0986</p>	<p>認知症や知的・精神障害等により判断能力の低下した方の財産や権利を守るために成年後見制度の相談を受けています。</p>
<p>奈良県障害者110番 〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 (社会福祉総合センター内) TEL/FAX:0744-29-0159</p>	<p>障害者がいつでもどこでも安心して地域生活を送ることができるよう、悩み事・心配事・トラブル等の無料相談に応じます。 ※相談時間・面談時間 月～金曜日＝10 時～16 時</p>

<p>なら西和障害者就業・生活支援センター ライク 〒639-1134 大和郡山市柳2丁目 23-2 TEL:0743-85-7702 FAX:0743-85-7703</p>	<p>障害者で働きたい、または既に働いている人に対して、働くことに関する相談を行います。 ※相談時間・面談時間 月～金曜日＝9時～17時</p>
<p>奈良県発達障害者支援センター 「でいあー」 (奈良県障害者総合支援センタ一内) 〒636-0345 磯城郡田原本町多 722 TEL:0744-32-8760 FAX:0744-32-8761</p>	<p>発達障害の人たちとその家族などに対し、日常生活上での悩みや発達支援の方法のアドバイス等様々な相談に応じます。</p>
<p>高次脳機能障害支援センター (奈良県障害者総合支援センタ一内) 〒636-0345 磯城郡田原本町多 722 TEL/FAX:0744-32-0205 &lt;直通専用ダイヤル&gt; Mail:narareha-koujinou@nara-sfj.or.jp</p>	<p>交通事故や脳卒中などによる高次脳機能障害の検査・診断や福祉サービス、その他の支援制度等の利用についての相談にお答えします。 <b>【支援内容】</b> 相談支援、高次脳機能障害の検査・診断、就労、普及啓発及び研修 ※来所相談要予約</p>
<p>大和郡山市サポートネットつなぐ ～障害福祉まちかど相談～</p> 	<p>どこに相談していいか分からない悩み事を抱えている人を、適切な機関につなぐシステムです。市内各所にある協力団体が相談の窓口となっており、市のホームページに一覧を載せておりますので、ご確認の上お近くの窓口へご相談ください。また、協力団体は左のイラストのつなぐステッカーが目印になっています。</p>

## ◇大和郡山市相談支援センター

大和郡山市在住の障害のある人やその家族などの相談に応じるために、大和郡山市から委託を受けている相談窓口です。

相談窓口、所在地等	相談内容等
<p>大和郡山市 障害者生活支援センター はあと 〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 (大和郡山市社会福祉会館2階) TEL:0743-58-5550 FAX:0743-52-1665</p>	<p>主に身体に障害のある人やその家族等に対して、地域での生活における総合的な相談、支援を行っています。 内 容 = 福祉サービスの利用援助、事業所等の情報提供、専門機関の紹介等 相談時間=9 時～18 時 (土・日曜、祝日は休み)</p>
<p>障害者生活支援センター りんく 〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 (大和郡山市社会福祉会館2階) TEL:0743-84-5159 FAX:0743-52-1665</p>	<p>主に知的障害のある人やその家族に対して相談支援を行っています。 内 容 = 福祉サービスの利用援助、事業所等の情報提供、専門機関の紹介等 相談時間=8 時 30 分～17 時 (土・日曜、祝日は休み)</p>
<p>生 活 支 援 セ ン タ ー ふらっと 〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 (大和郡山市社会福祉会館2階) TEL:0743-54-8112 FAX:0743-52-1665</p>	<p>地域で生活している精神障害者やその家族を支援するための相談ができます。 内 容 = 日常生活支援、事業所等の情報提供、専門機関の相談等 相談時間=9 時～17 時 30 分 (土・日曜、祝日は休み)</p>

### ③)施設の利用について

#### ◇利用施設

施設名／所在地等	内 容
大和郡山市社会福祉会館 (大和郡山市社会福祉協議会)  〒639-1005 大和郡山市植槻町 3-8 TEL :0743-53-6531 FAX:0743-55-0986	障害者(児)団体・ボランティアグループの会議や打ち合わせを行う会議室、及び講演会などが行える研修室があります。
奈良県心身障害者福祉センター  〒636-0344 磯城郡田原本町宮森 34-4 TEL :0744-33-3393 FAX:0744-33-1199	体育館、プール、簡易宿泊所、会議室、講習室、研修室、機能訓練室などの設備があります。
奈良県社会福祉総合センター  〒634-0061 橿原市大久保町 320-11 TEL:0744-29-0111 FAX:0744-23-3339	福祉情報センター、大ホール、会議室、ボランティアセンター、研修室などの設備があります。  ※奈良県視覚障害者福祉センター(0744-29-0123) 点字図書館、講習室、会議室等の設備があり、主に視覚障害者に対する録音図書や点字図書の貸し出しを行っています。  ※奈良県聴覚障害者支援センター(0744-21-7880) 手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向けの通訳・介助員の派遣、養成、研修などを行っています。また聴覚障害者相談支援、字幕(手話)付ビデオ・DVD 貸出、情報機器貸出などを行っています。  ※奈良県心身障害者歯科衛生診療所(0744-29-0115) 一般の医療機関で受診困難な心身障害児・者を対象に、予約制で相談・治療を行っています。診察は木曜日と隔週日曜日の 13~16 時です。

## 4) 關係団体

### ◇障害者団体・家族会

市内の障害者団体として、心身障害者児連絡協議会があります。その中で5つの団体が活動しており、団体名称・代表者は以下の通りです。

団体名称	代表者	代表者住所	連絡先
聴覚障がい者協会	吉岡 陽子	九条町 429-17	52-5137(FAX)
視覚障害者協会	谷本 幸美	西岡町 6-6	090-5253-5522
肢体不自由児・者父母の会	宿利 三知恵	小林町 420-109	59-2037
手をつなぐ育成会	西岡 香崇子	城町 471	53-9347
精神障害者家族会さくら会	関野 重光	九条町 467-11	54-6375

### ◇ボランティア団体

障害者へのボランティア活動として、次のボランティア団体が市内で活動しています。

- ・あんもあ 視覚障害者の外出支援
- ・OHP金魚 中途失聴者・難聴者の交流・要約筆記
- ・くさぶえ 視覚障害者に対する、広報「つながり」の音訳、「白い杖」の作成、視覚障害者との交流会、図書館での対面朗読
- ・手和の会 聴覚障がい者協会への協力・支援、手話の学習
- ・そよ風 パーキンソン病患者・家族の会の支援
- ・てとてと 聴覚障害者に対する傾聴活動
- ・ともしひ 点字図書の制作、点訳講習会への講師派遣
- ・パソコンクラブ123 パソコン指導
- ・ゆずり葉 ひかり園でのボランティア活動

## 5) 日常生活の援助

障害者(児)とその家族の在宅における日常生活上の不便を軽減するため、次のサービスがあります。  
(※介護保険対象者・労災保険対象者等は、該当制度からの給付が優先。また入院・施設入所者は原則対象外です。)

### ◇補装具費の支給(購入・修理・借受け)

補装具とは、身体障害者(児)が損なわれた機能を補うための用具です。購入、修理、借受けを希望される人は、必ず事前に申請してください。

※基準額のうち、1割の自己負担(上限37,200円)(生活保護世帯、非課税世帯は除く)。また、基準額を超えた場合は、超過分を自己負担。

対象障害	主な補装具の種類	耐用年数	備考
肢体不自由	義肢(義手・義足)	※	耐用年数は種類により異なる (1~5年)
	装具		
	座位保持装置	3年	
	介車いす	6年	1~3級の下肢・体幹機能障害者等
	介電動車いす	6年	学齢児以上で、重度の下肢機能障害等のために電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない人
	介歩行器	5年	
	介歩行補助杖(一本杖を除く)	4年	※木製松葉杖のみ耐用年数は2年
※介は、介護保険制度からの給付(レンタル)が優先。			
※車いす、電動車いすについては、呼吸機能・心臓機能障害により対象となる場合があります。			
視覚障害	盲人用安全杖(白杖)	※	耐用年数は種類により異なる (2~5年)
	義眼	2年	
	眼鏡(矯正眼鏡、遮光眼鏡 弱視眼鏡、コンタクトレンズ)	4年	視力障害者が対象。ただし遮光眼鏡(前掛式)は視野障害のみでも対象。
聴覚障害	補聴器 (ポケット型、耳掛け型、耳あな型等)	5年	原則1個。(電池は対象外)
重度の両上肢及び 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置	5年	
※上記障害以外に難病等により対象となる場合があります。			

※市民税所得割額46万円以上の人気が属する世帯は、補装具費の支給対象外(全額自己負担)。

### 《申請に必要なもの》

- ・申請書、身体障害者手帳、見積書(10~11ページに記載の補装具業者に限ります。)
- ・処方箋、医師意見書(申請する補装具によって必要な場合があります。)

## ◇日常生活用具の給付

在宅の身体・知的障害者(児)に対し、日常生活上の不便を軽減するための用具を給付します。原則として入院している人、施設入所者は対象外となります。給付を希望される人は、必ず事前に申請してください。

※日常生活用具には基準額があり、生活保護世帯を除き、原則としてその1割を自己負担していただきます。市民税非課税世帯は、上限7,500円、市民税課税世帯は、上限37,200円。ただし基準額を超えた場合は、全ての人に超過分を自己負担していただきます。

※市からの支払いは、申請者が指定された自己負担金を支払い、受取りを確認してから業者に行いますので、いわゆる掛け売りができない業者は利用できない可能性があります。

### 《申請に必要なもの》

- ・申請書、身体障害者手帳または療育手帳、見積書
- ・日常生活用具給付意見書(申請する用具によって必要な場合があります)

## ◇補装具・日常生活用具の給付の流れ

### ①:申請（※まだ購入はしないでください）

障害福祉課に補装具費(または日常生活用具)の給付申請書を提出します。

《申請に必要なもの》は、上記を参照してください。

### ②:判定

障害福祉課で障害内容・程度等が基準に合っているかを判定します。

※このとき、補装具のうち以下の種目は処方箋・医師意見書に基づく医学的な判定が必要なため、奈良県身体障害者更生相談所(TEL:0744-32-0210)が判定します。

義肢、装具、座位保持装置、補聴器(※1)、車いす(※2)、電動車いす(※3)、重度障害者用意思伝達装置(※4)

※1…ポケット型・耳掛型を希望される場合、処方箋・医師意見書は原則不要

※2…既製品を希望される場合、処方箋・医師意見書は不要

※3…書類判定後、身体障害者更生相談所で実地試乗判定が必要

※4…医師意見書のみ必要(処方箋は不要)

### ③:決定／却下

判定の結果、給付が認められると、申請者に決定通知書をお送りします。

※障害程度・所得制限等の理由で給付が認められない場合は、却下通知書をお送りします。

### ④:受領

③の決定通知書と同時に、障害福祉課から業者に給付券を発送します。

※決定通知書が届きましたら、業者に連絡して用具を受け取ることができます。なお、その時には受領印と決定通知書に記載された金額が必要です。

◇補装具業者一覧(日常生活用具も一部含む)

※令和5年10月1日現在

補装具は、市と契約のある下記業者のみ。(日常生活用具は下記業者以外でも購入可能な場合があります。)

業者名		補聴器	眼鏡	車椅子	義肢装具	日常生活用具	ストマ	所在地	電話番号
愛眼	法隆寺店	○	○					斑鳩町東福寺1-1-1	0745-75-7588
	イオン大和郡山	○	○					大和郡山市下三橋町741	0743-52-7532
アイベル		○				視覚障害		大津市栗津町17-10	077-531-2338
あおば薬局							○	大和高田市日之出町11-10	0745-23-6003
アシスト			○		○			河内長野市加賀田2649番地	0721-60-2833
アットホーム					○			橿原市大久保町435-5	0744-21-2294
アップイット								東京都中央区銀座1丁目22-11 2階	03-6820-1544
イカリトンボ			○		○		○	斑鳩町龍田西4-1-40	0745-75-2028
生駒リオン補聴器相談室		○						生駒市元町1-10-6	0743-75-3341
憩の家サービスセンター			○		○		○	天理市別所町65-1	0743-63-4835
イシガミ	新郡山店	○	○		○			大和郡山市柳3-32	0743-52-2125
	アビタ大和郡山	○	○					大和郡山市田中町字宮西517 アビタ大和郡山店2F	0743-54-2216
ウエルフェア		○				○		大阪市城東区蒲生2-1-5-205	06-6180-5542
エイジング			○	杖	○			奈良市押熊町1110-1	0742-52-7008
えびす義肢				○				京都市伏見区小栗栖中山田14-1	075-573-7757
大井製作所			○	○				京都市上京区下長者町通新町東入西鷹司町4	075-441-1177
大阪聞こえ補聴器		○						大阪市中央区南本町3-6-2 ケンガンビル4F	06-6245-0330
大床義肢			○	○	杖等			大和郡山市小林町西一丁目4-7	0743-56-8944
オルソフルス				○				天理市二階堂上ノ庄町233-1	0743-61-5621
カジヤマプロテーゼ		義眼						京都市上京区室町通下立売上ル	075-441-8485
河内義肢装具製作所			○	○				大阪市港区磯路2-15-10	06-6571-6798
川端義肢製作所			○	○				京都市北区紫竹西南町69-3	075-491-7739
川村義肢			○	○	○		○紙	大東市御領1-12-1	072-875-8020
きこえのカウンセリングサロン こみに補聴器		○						奈良市西大寺東町1-5-20 朝日ハイツ101	0742-93-7233
京栄義肢				○				京都市伏見区醍醐大畑町31-7	075-571-7304
京都ライトハウス		白杖			視覚障害			京都市北区紫野花ノ坊町11	075-462-4400
近畿義肢製作所			○	○				神戸市西区伊川谷町有瀬990-1	078-974-2412
ギンナラ		○	○					橿原市八木町1-2-8	0744-22-2386
ケアライフ・メディカルサプライ 奈良営業所			○		○			天理市嘉幡町349-1	0743-64-6181
ケンコー	本店						○	京都市中京区釜座通竹屋町下る亀屋町341番地1	075-221-4555
	大阪支店						○	大阪市中央区徳井町2-4-14	06-6944-0611
Cocoa		○	○		○			奈良市五条3-21-13 レスピワールⅠ 102	0742-93-8641
幸福商事(奈良ハピネス)			○		○		○	大和郡山市城南町256-25	0743-53-4382
ココすまいる			○	杖	○			田原本町薬王寺346番地の15	0744-32-7850
KOSUGE		白杖			視覚障害			東京都板橋区氷川町11-11	050-3372-3002
小園ブレイス				○				斑鳩町法隆寺西3-5-24	0745-75-3150
コルチーン補聴器 大阪支店 サービスショップ		○						大阪市北区芝田1-12-7 大栄ビル3F	06-6292-0554
小山		○	○		○			奈良市大森町47-3	0742-26-0294
三笑堂奈良中央支店			○				○	奈良市八条町356	0742-32-3413
しあわせ薬局片桐店							○紙	大和郡山市新町305-86	0743-51-0333
シェルバ			○		肢体不自由			斑鳩町興留7丁目1-32	0745-43-5451
ジオム社		白杖			視覚障害			大阪市福島区大開1丁目7-23	06-6463-2104
松栄製作所				○				大阪狭山市東野中5丁目469-1	072-367-0002
新光眼鏡株式会社		○			視覚障害			奈良県香芝市瓦口町2261	0745-76-2521
新日本補聴器		○						奈良市三条宮前町1-23	0742-36-2333
鈴木義肢装具			○	○	肢体不自由			八尾市南本町9-9-24	072-993-2457
スマートヒヤリングエイドサービス南近畿営業所		○						奈良市藤原町217	0742-31-7402
スマイル工房			○		肢体不自由			大阪狭山市大野台4-19-3	0721-55-3086
スリーエムメガネ本舗		○						大阪市天王寺区城南寺町8番22号	06-6762-5263
瀬川時計眼鏡店		○						奈良市尼辻西町3-2	0742-45-4641
7thseed			○					茨木市南安威2丁目6-20 田中ビル 西店舗	072-697-8471
ツザキ・ケア・ブレイス		○	○	○				田原本町新木1-141	0744-33-3678
DAYS		○			肢体不自由	紙	奈良市足田町3丁目2番地の17 ハイツ金澤202	0742-93-6104	
テクテクワークショップ			○	○				京都市北区紫野上門前町100番地1F	075-494-3271
テクノブレース				○				田原本町千代365-3	0744-34-0500
トーション補聴器センター		○						大阪市阿倍野区阿倍野筋1-5-31 アポロビル地下1階	06-7739-4133
トータルケアサポートタナカ			○		肢体不自由			奈良県香芝市今泉45	0745-79-0090
ドレミ補聴器		○						大阪市中央区安堂寺町1-2-14	06-6763-9711

◇補装具業者一覧(日常生活用具も一部含む)

※令和5年10月1日現在

補装具は、市と契約のある下記業者のみ。(日常生活用具は下記業者以外でも購入可能な場合があります。)

業者名	補聴器	眼鏡	車椅子	義肢装具	日常生活用具	ストマ	所在地	電話番号
中島メガネ	○						大阪市中央区島之内2-15-18	06-6211-4851
中野電機店	○						大和郡山市堺町28-2	0743-52-3514
なくらメガネ	○				視覚障害		奈良市宝来町北山田1147	0742-41-1780
和		○			○		大和高田市大谷590-14	0745-52-7356
名古屋ライトハウス情報文化センター	白杖				視覚障害		名古屋市港区港陽1-1-65	052-654-4521
奈良義肢				○			奈良市西九条町3-2-23	0742-62-7979
奈良ヘルスケアシステム	○	○			○		田原本町千代632-1	0744-32-0902
奈良補聴器センター	○						大和郡山市千日町6-5	0743-53-0515
ニック			○				豊中市名神口3丁目7-14	06-6334-2981
日本義眼研究所	義眼						東京都千代田区麹町1-5-4-108	03-3261-8171
日本コクレア							東京都文京区本郷2-3-7 お茶の水元町ビル	03-3817-0241
日本視覚障害者団体連合					視覚障害		東京都新宿区西早稲田2-18-2	03-3200-0011
日本点字図書館	白杖				視覚障害		東京都新宿区高田馬場1-23-4	03-3209-0751
日本ホスピタルサポート		○					奈良市西木辻町122-1 308号	0742-35-1346
日本ライトハウス 情報文化センター	白杖				視覚障害		大阪市西区江戸堀1-13-2	06-6441-0039
ニューファングル		○	○	○			寝屋川市出雲町9-16 ブランズクロス101号	072-812-6311
ハート・ケア・ひろはし	白杖	○		○			下市町新住51-1	0120-39-1684
はしもと薬局	○						川西町結崎584-9	0745-44-2233
パナソニック エイジフリー・ショップ北和		○		○			奈良市芝辻町2丁目10番10号	0742-30-3600
パナソニック補聴器 プラザ大阪	○						大阪市北区梅田1-11-4 大阪駅前第4ビル1F	06-6344-3348
ハルコーポレーション							阪南市自然田780番地の13	072-471-1644
ハンディネットワーク インターナショナル		○					箕面市萱野4-3-10	072-725-3388
はんな補聴器 HANNA	○						王寺町王寺2-6-1 まさごビル1F	0745-31-3314
ピーエース		○		○	○		箕面市小野原東1-3-21	072-727-0521
ピー・オー・テック		○	○				和歌山市小雜賀720-14	073-436-7050
ひげ工房		○		杖等			河内長野市上原西町9-3	0721-56-9696
ビジョンメガネ 大和小泉店	○	○					大和郡山市小泉町東2-5-2 モンヴィラージュ1F	0743-23-1245
ヒヤリングアート 豊中補聴器センター	○						豊中市岡町北1-1-15	06-6848-4133
富金原義肢		○	○				門真市速見町13-17	06-6909-6528
福若		○		○	○	○	枚方市星丘3丁目25-4	072-805-6855
フジドライブ		○		○			豊中市原田南1-19-13	06-6862-0710
フジプレース			杖				羽曳野市西浦5丁目159番地37号	072-945-1505
フットライク			○				檜原市八木町1-9-6 2F	0744-29-1555
フランスベッド メディカル奈良営業所	○	○		○			奈良市尼辻北町2-4	0742-30-6211
ブルームヒアリング ブルーム西大寺店	○						奈良市西大寺東町2-1-63 サンワシティ西大寺3階	0742-36-4133
ブルームヒアリング ブルーム奈良店	○						奈良市上三条町8-1	0742-25-4133
プレーリーファクトリー			○				大阪市鶴見区浜4-17-11	06-6995-4420
勉強堂		○					奈良市柏木町456-1 奈良パワーシティ2F	0742-36-0522
牧野義肢製作所			○				奈良市東九条町674番地	0742-62-2676
松製作所		○	○				香芝市磯壁4丁目210-5	0745-76-6463
宮野医療器 奈良営業所					○		大和郡山市小泉町東1-6-2	0743-59-5151
村中医療器					人工咽頭	○	大阪市中央区船越町二丁目3-6	06-6941-7051
眼鏡市場 大和郡山店	○	○					大和郡山市柳町70-1	0743-53-5077
メガネのパリミキ	奈良本店	○	○		視覚障害		奈良市高天町19-1	0742-26-2472
	神殿店	○	○				奈良市神殿町712-2	0742-63-0145
	天理店	○	○				天理市田井庄町467-5	0743-63-5775
	王寺駅前店	○	○				王寺町2-9-15 ル・カーラ1F	0745-31-5513
メガネの森田	○	○					大和郡山市新町835-3	0743-54-0620
モルテン		○		肢体不自由			東京都墨田区横川15-5-7	03-3625-7590
ヤマト工房		○		肢体不自由			田原本町唐古322	0744-34-0578
山和タンス店		○					大和郡山市堺町33	0743-52-2507
吉田勝恵商店	○						東大阪市小坂2-11-10 1F	06-6787-2357
洛北義肢		○	○				京都市北区大北山原谷乾町22-16	075-462-0195
リオネットセンター城南 蒲田店	○				聴覚障害		東京都大田区西蒲田8-2-1-101	03-5703-3301
リオン補聴器センター奈良	八木店	○			聴覚障害		橿原市北八木町1-5-9 和田ビル5F	0744-25-3341
	新大宮店	○			聴覚障害		奈良市大宮町6-7-7-102	0742-35-6833

※ 紙は「紙おむつ」の扱いを表す。

## ◇日常生活用具種目表

(単位:円)

区分	種 目	対 象 者	税込基準額 (耐用年数)
	特殊便器	学齢児以上で、上肢機能障害 2 級以上の人、又は難病患者等 ※学齢児以上の療育手帳 A の所持者で、排便後の処理が困難な人も含む。	151,200 (8 年)
	介浴槽	セットで交付が基本	58,300 (8 年) セット
	湯沸器	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害いずれか 2 級以上	50,000 (8 年) 91,000
	介便器	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害いずれか 2 級以上、又は難病患者等	4,450 (8 年)
	介特殊寝台 (児童は訓練用ベッド)	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害いずれか 2 級以上、又は難病患者等	154,000 (8 年)
	手すり	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害いずれか 2 級以上	5,400 (5 年)
	介特殊尿器	学齢児以上で、下肢又は体幹機能障害いずれか 1 級の人(常時介護を要する人に限る)、又は難病患者等	67,000 (5 年)
	介特殊マット	1)3 歳以上 18 歳未満の下肢又は体幹機能障害いずれか 2 級以上の人 2)18 歳以上の下肢又は体幹機能障害いずれか 1 級の人※常時介護を要する人に限る 3)3 歳以上の療育手帳 A の人 4)難病患者等	19,600 (5 年)
	入浴担架	3 歳以上の、下肢又は体幹機能障害いずれか 2 級以上の人で、かつ入浴時に他人の介助を要する人	82,400 (5 年)
	訓練いす	3 歳以上 18 歳未満の下肢又は体幹機能障害いずれか 2 級以上の人	33,100 (5 年)
	介体位変換器	学齢児以上の、下肢又は体幹機能障害いずれか 2 級以上の人で、かつ下着の交換等に他人の介助を要する人、又は難病患者等	15,000 (5 年)
	携帯用会話補助装置	学齢児以上の、音声・言語機能障害、又は肢体不自由児・者で、発声・発語に著しい障害を有する人	98,800 (5 年)

肢 体  不 自 由	<b>介</b> 入浴補助用具	3歳以上の、下肢又は体幹機能障害児・者で、かつ入浴に介助を要する人、又は難病患者等	90,000 (8年)
	<b>介</b> 移動用リフト	3歳以上の、下肢又は体幹機能障害いずれか2級以上の人、又は難病患者等	159,000 (4年)
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害いずれか2級以上の人 ※障害者向けのPC周辺機器・アプリケーションソフト等	100,000 (5年)
	<b>介</b> 移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	3歳以上の、平衡又は下肢、体幹機能障害児・者で、家庭内の移動等で介助を必要とする人、又は難病患者等 ※手すりの設置等	60,000 (8年)
	一本杖(T字状・棒状)	下肢又は体幹機能障害児・者で必要とする人 ※夜光材付き(+410円)、全面夜光材付き(+1200円)	3,000 (3年)
	<b>頭部保護帽</b> (A・B・C)	A=スポンジ／皮製 (肢体不自由児・者で必要とする人) B=プラスチック製 (肢体不自由児・者で必要とする人) C=知的障害者用 (てんかん発作等で頻繁に転倒する療育手帳Aの人)	A=15,656 B=37,852 C=12,160 (3年)
	<b>尿器</b> (A・B・C・D)	肢体不自由児・者で必要とする人 A=男性用普通型 B=男性用簡易型 C=女性用普通型 D=女性用簡易型	A=7,931 B=5,871 C=8,755 D=6,077 (1年)
	<b>介</b> 住宅改修	学齢児以上で、下肢又は体幹、移動機能障害いずれか3級以上の人(特殊便器への取替えは上肢2級以上)、又は難病患者等 ※申請時に改修箇所の写真・図面等を添付。 住宅改修の対象となる工事は、手すりの取付け・床段差の解消・床材の変更・扉の取替え・便器の取替え等です。在宅のみ対象。入院中や施設入所中、またそれらの一時的外出等は対象外です。	200,000 ※自宅で1回

視 覚 障 害	視覚障害者用読書器	学齢児以上の視覚障害者で、本装置を使用することで文字等を読む、又は聞くことが可能になる人	198,000 (8年)
	視覚障害者用ポータブルレコーダー(再生／録再)	18歳以上の視覚障害2級以上の人	再生 35,000 録再 85,000 (6年)
	視覚障害者用テープレコーダー	学齢児以上の視覚障害2級以上の人	23,000 (5年)
	歩行時間延長 信号機用小型送信機		7,000 (10年)
	盲目用時計 (触読／音声式)	18歳以上の視覚障害2級以上の人	触読 10,300 音声 13,300 (10年)
	電磁調理器	18歳以上で、視覚障害2級以上または療育手帳Aの人 ※視覚障害者のみ、又はこれに準ずる世帯に限る	41,000 (6年)
	視覚障害者用活字文書読み上げ装置	視覚障害2級以上の人	99,800 (6年)
	点字器 (A・B・C・D)	視覚障害児・者で必要とする人 A=32マス×18行、真ちゅう版製標準型 B=32マス×18行、プラスチック製標準型 C=32マス×4行、アルミ製携帯用 D=32マス×4行、プラスチック製携帯用	A=10,712 B=6,798 (A・B 7年) C=7,416 D=1,699 (C・D 5年)
	盲目用体温計 (音声式)	学齢児以上の視覚障害2級以上の人 ※視覚障害者のみ、又はこれに準ずる世帯に限る	9,000 (5年)
	盲目用体重計 (音声式)	視覚障害2級以上の人 ※視覚障害者のみ、又はこれに準ずる世帯に限る	18,000 (5年)
	点字タイプライター	学齢児以上の視覚障害2級以上の人 ※本人が就労・就学している場合に限る。	63,100 (5年)
	点字ディスプレイ	18歳以上の視覚障害2級以上で必要と認められる人	383,500 (6年)
	情報・通信支援用具	視覚又は上肢機能障害いずれか2級以上 ※障害者向けのPC周辺機器・アプリケーション ソフト等	100,000 (5年)
	点字図書	主に点字で情報を入手する視覚障害者 ※事前に障害福祉課で登録が必要 ・単行点字図書は、年間6タイトル又は24巻を限度とし、一般図書 購入価格相当額を自己負担。 ・点字新聞は、1世帯あたり1紙を限度とし、価格の5分の1を自己 負担。	

聴 覚 ・ 言 語 機 能 障 害	聴覚障害者用 屋内信号装置 ※サウンドマスター、聴覚 障害者用目覚まし時計・ 信号灯も含む	18歳以上の聴覚障害2級の人 ※聴覚障害者のみ、又はこれに準ずる世帯に限る	87,400 (10年)
	聴覚障害者用通信装置 (FAX等)	学齢児以上の、聴覚障害又は発声・発語に著しい 障害を有し、コミュニケーション・緊急連絡等の手 段として必要と認められる人	71,000 (5年)
	携帯用会話補助装置	学齢児以上の、音声・言語機能障害又は肢体不 自由児・者で、発声・発語に著しい障害を有する人	98,800 (5年)
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者のうち必要と認められる人	88,900 (6年)
	人工咽頭(A・B・C)	音声又は言語・機能障害児・者で必要とする人 A=笛式 B=笛式(気管カニューレ付) C=電動式	A=5,150 B=8,343 (4年) C=72,203 (5年)
内 部 障 害	蓄便袋	直腸機能障害児・者(蓄便袋)、ぼうこう機能障害 児・者(蓄尿袋)で必要とする人	8,858／月
	蓄尿袋	※3月・9月の申請で半年分を一括交付	11,639／月
	透析液加温器	3歳以上のじん臓機能障害3級以上で、自己連続 携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う人	51,500 (5年)
	酸素ボンベ運搬車	呼吸器機能障害者で、医療保険における在宅酸 素療法を行う人	17,000 (10年)
	吸入器(ネブライザー)	学齢児以上の、呼吸器機能障害3級以上の人、 又は難病患者等。ただし、体幹機能障害等でも医 師の意見書により同程度と認められるときは対象 とする。	36,000 (5年)
	電気式たん吸引器		56,400 (5年)
	動脈血中酸素飽和度 測定器(パルスオキシメタ ー)	難病患者等(人工呼吸器の装着が必要な人)	157,500 (5年)

障 害 者 全 般	火災報知器	身体障害者手帳 2 級以上または療育手帳 A の所持者で、火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯	15,500 (8 年)
	自動消火器	身体障害者手帳 2 級以上または療育手帳 A の所持者、又は難病患者等で、火災発生の感知・避難が著しく困難な障害者のみの世帯	28,700 (8 年)
その 他	紙おむつ	3 歳以上の、直腸機能障害で蓄便袋を使用できない人、ぼうこう機能障害で蓄尿袋を使用できない人、先天性疾患で高度の排泄機能障害のある人、脳性まひ等で排泄の意思表示が困難な人など。 ※3 月・9 月の申請で半年分を一括交付	12,000／月

※印のついている用具は、介護保険制度からの給付(レンタル)が優先されます。

※で表記された用具は、入院している人、施設入所者にも例外的に給付されます。

※脳原性移動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢・体幹機能障害に準じて取扱うものとします。

#### ◇紙おむつの支給

窓口＝地域包括ケア推進課

下記対象者に該当する人に、紙おむつが支給されます。

対象者	在宅で要介護 3 以上の非課税世帯の人
費用	無料
手続き	詳しくは、地域包括ケア推進課へ

#### ◇小児慢性特定疾病児童等日常生活用具の給付

窓口＝障害福祉課

在宅の小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付します。

対象者	小児慢性特定疾病医療受給者
費用	自己負担額は、扶養義務者の所得により異なります。
手続き	小児慢性特定疾病医療受給者証・見積書 意見書(申請する用具によって必要な場合があります)

#### ◇難聴児補聴器購入費助成

窓口＝障害福祉課

身体障害者手帳の対象でない軽度・中等度難聴児の補聴器購入費用の一部を助成します。

対象者	両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない18歳未満の難聴児
助成額	購入費用もしくは基準額の3分の2(1,000 円未満切り捨て)
手続き	医師の意見書、見積書が必要です。詳しくは窓口まで

※市民税所得割額 46 万円以上の人気が属する世帯は、支給対象外(全額自己負担)。

## ◇訪問看護

窓口＝訪問看護ステーションなど

病気や障害等のために、家庭内で寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護を必要と認めた人に、訪問看護ステーションの看護師等が訪問して看護サービスを提供します。

対象者	かかりつけ医師が訪問看護の必要を認めた人
内 容	<ul style="list-style-type: none"><li>①病状・障害の観察</li><li>②清拭・洗髪・入浴等による清潔の保持</li><li>③食事及び排泄等日常生活の援助</li><li>④床ずれの予防と処置</li><li>⑤カテーテル等の管理</li><li>⑥ターミナルケア(末期患者の看護)</li><li>⑦その他、医師の指示による診療の補助</li></ul>
費 用	医療費一部負担金 ※ただし交通費・医療材料費・介護用品等は実費負担です。

## ◇訪問理美容サービス

窓口＝障害福祉課

在宅で寝たきりの 65 歳未満の障害者で、理美容院へ行くことが困難な人に、理美容師が自宅を訪問して散髪します。(年 4 回まで)。

対象者	大和郡山市心身障害者(児)介護手当の支給要件を満たす重度身体障害者
費 用	無料
手続き	身体障害者手帳・印鑑・医師の証明書(様式の指定あり)をもって窓口にてお手続きください

※65 歳になられた人は窓口が地域包括ケア推進課に変わり、1回あたり 1000 円を負担していただきます。

## ◇訪問入浴サービス

窓口＝障害福祉課

訪問により居宅で入浴サービスを提供します(週1回)。

対象者	家庭や他の福祉サービス利用による入浴が困難な障害者(児)
費 用	1割負担(1回約1, 250円)(生活保護受給者は無料)及び水道・電気代
手続き	障害者手帳をもって窓口にてお手続きください

## ◇点字シールの貼付

窓口＝障害福祉課

市役所から発送する文書に点字シールを貼り付けて発送します。発送元が判別できるよう、シールには課名・電話番号(内線)を記載しています。

対象者	点字を情報入手の手段としている視覚障害者
費 用	無料
手続き	登録手続きのため、身体障害者手帳をもって窓口にてお手続きください

## ◇福祉機器の貸出(短期)

窓口=障害福祉課・社会福祉協議会

一時的に車いすが必要な人に貸出します。

対象者	市内在住で、一時的に車いすを必要とする人 (身体障害者手帳の有無は問いません)
期間	障害福祉課:2週間 社会福祉協議会:6か月
費用	無料
手続き	窓口にてお手続きください

## ◇広報誌の情報保障

窓口=障害福祉課

視覚障害が原因で市の広報「つながり」を読むのが困難な方に対して、点訳したものまたは音声(CD)に起こしたものを配布しています。

対象者	視覚障害者の方で広報「つながり」を読むことが困難な方。
費用	無料
手続き	窓口にてお手続きください

## ◇電話リレーサービス

窓口=障害福祉課

聴覚や音声機能に障害がある方とそれ以外の方が通話する際に、通訳オペレーターが手話・文字と音声を通訳することにより24時間365日通話を可能にするサービスです。

詳しくは「日本財団電話リレーサービス」のホームページ等でご確認ください。

## ◇ヘルプマークの配布

窓口=障害福祉課

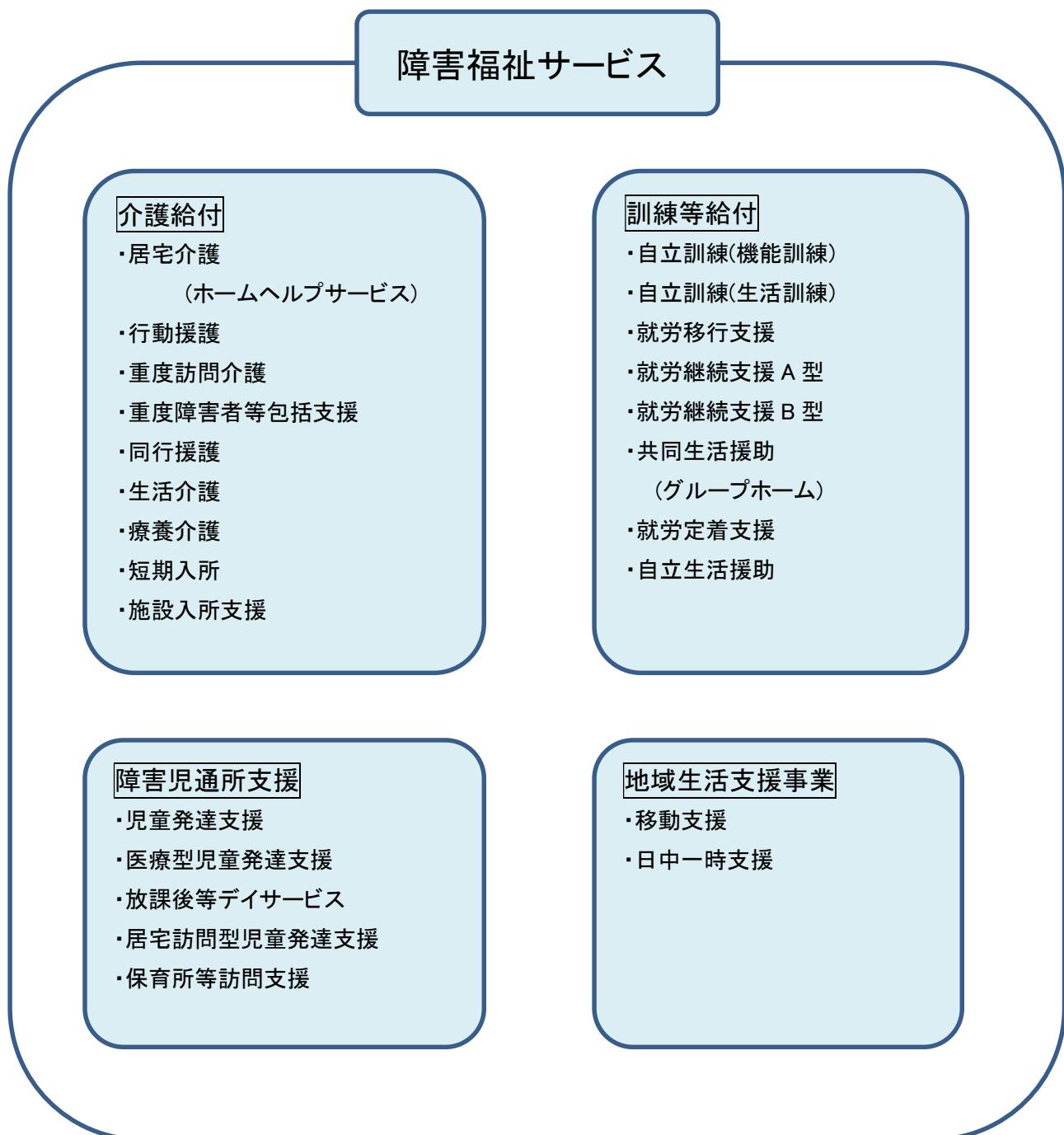
外見からは分からなくても周囲の配慮や援助を必要としている方が、援助を受けやすくするために周囲に知らせるマークです。

対象者	障害者(児)、難病の方、妊娠初期の方等援助や配慮を必要としている方。
費用	無料
手続き	窓口にてお手続きください

## 6) 障害福祉サービス

障害福祉サービスは、「介護給付」、「訓練等給付」、「障害児通所支援」、「地域生活支援事業」に分かれています。

利用対象者は、身体障害・知的障害・精神障害(発達障害を含む)・難病等により一定の障害がある人です。サービスの内容により、対象となる要件は異なりますので、利用希望の場合は障害福祉課へご相談ください。



各サービスの内容や利用までの流れ、費用等については次ページ以降をご覧ください。

**訪問系サービス**凡例 :  = サービス利用可  = サービス利用不可  = 条件が合えばサービス利用可

① 居宅介護(ホームヘルプサービス)	障害支援区分	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>	1	2	3	4	5	6
1	2	3	4	5	6			
居宅において、入浴・排泄・食事の介護・家事・通院の付き添い等を行う。 身体介護を伴う通院介助の場合、障害支援区分2以上必要。								
② 行動援護	障害支援区分	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>X</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>	X	2	3	4	5	6
X	2	3	4	5	6			
知的障害・精神障害で行動上著しい困難があり、常時介護が必要な人に対して、行動時に生じる危険を回避するために必要な援助・外出時の支援を行う。								
③ 重度訪問介護	障害支援区分	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>X</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>	X	2	3	4	5	6
X	2	3	4	5	6			
重度の肢体不自由・知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする人に、居宅で入浴・排泄・食事介助・外出時の移動支援等を総合的に行う。								
④ 重度障害者等包括支援	障害支援区分	<table border="1" style="display: inline-table;"><tr><td>X</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td></tr></table>	X	2	3	4	5	6
X	2	3	4	5	6			
意思疎通が非常に困難な、行動面で常に介護を要する人、または重度訪問介護の対象者で四肢に全麻痺があり気管切開を伴う人工呼吸を行う人、又は最重度の知的障害者に、必要性の高い複数の介護サービスを組み合わせて包括的な支援を行う。								
⑤ 同行援護	障害支援区分	なし						
視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等に対し、移動時及びそれに伴う外出先において必要となる視覚的情報の支援(代筆・代読等)、その他外出する際に必要となる援助を行う。 ※アセスメント調査必要。								
⑥ 移動支援	障害支援区分	なし						
重度訪問介護または行動援護に該当しない人で、屋外における移動が困難である人に対して、円滑な外出のための支援を行う。(1ヶ月あたり30時間まで。) 【対象者】次のいずれかに該当する人								
①身体障害者手帳の交付を受けており、屋外での移動に著しい制限がある視覚障害者(児) ②下肢機能障害、体幹機能障害、移動機能障害が1級又は2級である者(児) ③療育手帳または精神保健福祉手帳保持者(児)								

## 日中活動系サービス

### ① 生活介護

障害支援区分 

X	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---

常時介護を必要とする人に、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の支援、生産活動の機会等を提供するもの。

※ 50歳以上で在宅の人は区分2以上

※ 50歳以上で施設入所する人、50歳未満で在宅の人は区分3以上

※ 50歳未満で施設入所する人は区分4以上

### ②:療養介護

障害支援区分 

X	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---

医療と常時介護を必要とする以下のいずれかの人に、医療的管理の下で食事・入浴排泄等の介護・日常生活上の相談支援等を行う。

※ 筋ジストロフィー患者、または重症心身障害者は区分5以上

※ 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等、気管切開を伴う人は区分6以上

### ③:自立訓練

障害支援区分 なし

機能訓練	地域生活を営む上で必要となる身体機能・生活能力の維持・向上のために、一定の支援が必要な身体障害者に対して、リハビリや日常生活上の支援等を行う。主な対象は、入所施設等から退所した人、特別支援学校を卒業した人。
生活訓練	地域生活を営む上で必要となる日常生活能力の維持・向上のために、一定支援を必要とする知的・精神障害者に対して相談支援等を行う。主な対象は、入所施設等から退所した人、特別支援学校を卒業した人。

### ④:就労移行支援

障害支援区分 なし

事業所内や企業における作業や実習・職場探し・適性に合った職場定着のため、一定期間にわたる通所を原則とした計画的なプログラムに基づく支援を行う。

### ⑤:就労継続支援

障害支援区分 なし

A型《雇用型》	一般企業等への就労が困難な65歳未満の人に、通所による雇用契約に基づく就労の機会の提供を行う。
B型《非雇用型》	一般企業等への就労が困難な人に、通所による雇用契約を結ばない就労の機会の提供を行う。

### ⑥日中一時支援

障害支援区分 

1	2	3	4	5	6
---	---	---	---	---	---

昼間の活動の場を提供し、家族の就労および日常的に介護する家族の一時的休息を支援する。

#### 【対象者】

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人

⑦障害児通所支援		障害支援区分 なし
児童発達支援	未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行う。	
医療型 児童発達支援	肢体不自由がある障害児に児童発達支援及び治療を行う。	
放課後等 デイサービス	就学している障害児に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を放課後等に行う。	
居宅訪問型 児童発達支援	外出することが著しく困難である障害児の居宅を訪問し、児童発達支援その他必要な支援を行う。	
保育所等 訪問支援	障害児の通う保育所等に訪問し、障害児を障害児以外の児童との集団生活へ適応させるための専門的な支援等を行う。	

### 居住系サービス

① 短期入所	障害支援区分	1	2	3	4	5	6
在宅で介護をしている人が疾病・その他の理由で介護ができない短期間に限り、障害者支援施設・その他の施設に入所する。入所中は食事、入浴、排泄等の介護や日常生活上の介護・支援を行う。							
② 共同生活援助(グループホーム)	障害支援区分	なし					
夜間や休日に共同生活住居において、相談・入浴・排泄・食事の介護や日常生活上の援助を行う。							
③ 施設入所支援	障害支援区分	1	2	3	4	5	6
施設入所者に対して、夜間・休日に入浴・排泄・食事等の介護等を行う。 ※ 50歳以上の方は区分3以上							
④ 就労定着支援	障害支援区分	なし					
就労移行支援等を利用して一般企業等へ就労し、6ヶ月を経過した障害者に、就労上の問題に関する相談、指導及び助言等必要な支援を行う。							
⑤ 自立生活援助	障害支援区分	なし					
入所施設やグループホーム等を利用していた障害者で一人暮らしを希望する者等が自立した日常生活を営むために、定期的な訪問や随時の対応等必要な支援を行う。							

## ◇障害福祉サービスの利用の流れ

(②、③については障害支援区分が必要なサービスをご利用の場合などに必要です。)

### ①相談・申請

生活上の困りごとがあれば、障害福祉課または下記支援センターにご相談ください。

※委託事業所(大和郡山市 3 支援センター) 連絡先は5ページをご覧下さい。

主に身体障害の人…障害者生活支援センター はあと

主に知的障害の人…障害者生活支援センター りんく

主に精神障害の人…生 活 支 援 センター ふらつと

利用を希望するサービスが決定すれば、障害福祉課で申請をします。

(障害者手帳をお持ちでなくても、診断書等により利用できるサービスもあります。)

※介護保険対象者は、介護保険制度からの給付が優先されます。

### ②認定調査・医師意見書

認定調査員が障害の状況などについて 80 項目の内容で聞き取り調査を行います(18 歳以上の人のが対象)。調査項目は公平性を保つために全国共通で、結果はコンピュータを用いて一次判定されます。(認定調査は市内の5相談支援事業所に委託しています。)

また、障害支援区分認定のための医師意見書作成を主治医に依頼します。

### ③審査・判定

認定調査結果と医師意見書をもとにして、専門知識を持つ医師・専門家等の委員で構成される大和郡山市障害支援区分判定審査会で公平に審査・判定が行なわれます。ここで障害支援区分について二次判定がなされ、区分が決定します。

※障害支援区分

障害の多様な特性・心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもので非該当または区分 1～区分 6 の 6 段階に分けられます。(※区分 6 が最重度)

### ④サービス等利用計画（障害児支援利用計画）案の作成・支給決定

利用を希望するサービスを記入したサービス等利用計画(児童通所支援の場合は、障害児支援利用計画)案を作成し、市に提出します。この計画にもとづいて、利用できるサービスを市が決定し、受給者証を発行します。

サービス等利用計画(障害児支援利用計画)は、相談支援事業所に依頼して作成する方法とご自身で作成する方法(セルフプラン)があります。

(県内の相談支援事業所については、奈良県障害福祉課ホームページでご覧いただけます。)

## ◇介護給付・訓練等給付・障害児通所支援を利用するための費用

原則として費用の1割負担ですが、世帯の所得に応じて上限額が設定されています。

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、障害者(または保護者)の年収が 80 万円以下の人	
低所得 2	市町村民税非課税世帯で、低所得 1 に該当しない人	
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円 (9,300 円、4,600 円)

※療養介護、医療型児童発達支援を利用する場合、生活保護世帯を除き、別途、医療費等の自己負担が発生します。

※一般世帯で( )内の額が適用される場合は以下の通りです。

上限額 9,300 円

- ・居宅で生活する障害者で、本人及び配偶者の市民税所得割額合計が 16 万円未満
- ・20 歳未満の施設入所者で、住民票上の世帯員の市民税所得割額合計が 28 万円未満

上限額 4,600 円

- ・居宅で生活する障害児で、住民票上の世帯員の市民税所得割額合計が 28 万円未満

これら以外に、一定の条件を満たす人への軽減措置として、食費・光水熱費に対する補足給付、高額障害福祉サービス費、障害者の地域移行を進めるためのグループホームの家賃補助(1人あたり月額1万円を上限)、就学前の障害児通所支援利用に対する多子軽減等があります。

また、児童発達支援等を利用の3歳児から5歳児(満3歳になって初めての4月1日から3年間)の利用者負担は無償化されています。

## ◇移動支援・日中一時支援を利用するための費用

原則として費用の1割負担ですが、世帯の所得に応じて上限額が設定されています。

世帯区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市町村民税非課税世帯で、障害者(または保護者)の年収が 80 万円以下の人	
低所得 2	市町村民税非課税世帯で、低所得 1 に該当しない人	
一般	市町村民税課税世帯	37,200 円

## フ) 社会参加

### ◇手話通訳者の派遣

窓口=社会福祉協議会

聴覚障害者が公共機関や医療機関等へ外出するとき、コミュニケーションを円滑に行えるよう、手話通訳者の派遣を行います。

対象者	聴覚・言語障害者、または手話通訳を必要とする者
費用	無料(ただし必要経費は利用者負担)
手続き	7日前までに(緊急の場合は当日及び7日以内でも可)申請してください。 (TEL:0743-53-6531。FAXでの申請も可。FAX番号:0743-55-0986)

### ◇要約筆記者の派遣

窓口=障害福祉課

聴覚障害者・中途失聴難聴者のコミュニケーション支援のために、市と契約している要約筆記者を派遣します。

対象者	聴覚・言語障害者、または要約筆記を必要とする者
費用	無料(ただし県内の移動にかかる交通費を除く必要経費は利用者負担)
手続き	7日前までに(緊急の場合は当日及び7日以内でも可)申請してください。 (FAXでの申請も可。FAX番号:0743-55-2351)

### ◇中途失明者等の生活訓練

窓口=障害福祉課

中途失明者等の視覚障害者の社会参加を促進するため、奈良県が委託する指導員を対象者の家庭に派遣して、歩行訓練・コミュニケーション訓練等を行います。

対象者	在宅の重度の視覚障害者
費用	無料(ただし教材等の実費は利用者負担)
手続き	毎年募集に締切、限りがあります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

### ◇補助犬の貸与

窓口=障害福祉課

身体障害者の自立と就労等の社会参加促進のため、補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)を奈良県が貸与します。(※補助犬を家で飼い、適切に利用できる人に限る。)

対象者	奈良県内に1年以上居住している18歳以上の人 ①盲導犬 視覚障害1級の人 ②介助犬 肢体不自由1級または2級の人 ③聴導犬 聴覚障害2級の人
	※別途貸与条件があります。
費用	無料(ただし訓練費、補助犬の飼育にかかる費用は自己負担)
手続き	毎年募集に締切、限りがあります。詳しくは窓口へお問い合わせください。

## ◇駐車禁止除外指定車標章の交付

窓口＝郡山警察署

対象者が自ら運転する車又は対象者の同乗する車が、駐車禁止規制及び時間制限駐車区間規制の対象から除外されます。車両を特定して交付するほか、本人に対して交付します。

対象者	第1種の身体障害者手帳所持者(ただし内部機能障害4級は除く) 第1種の療育手帳(A)所持者 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 第2種の身体障害者手帳所持者のうち、以下のいずれかに該当する人 平衡機能障害3級、下肢機能障害3級または4級、移動機能障害4級
手続き	詳しくは、郡山警察署 交通課(Tel:56-0110)へ

## ◇自動車運転免許取得費の助成

窓口＝障害福祉課

市内に3ヶ月以上住所を有する肢体不自由者又は聴覚・言語障害者が、自動車運転免許証を取得した場合、その取得のための教習費用の一部を助成します。

対象者	肢体不自由者又は聴覚言語障害者で、運転免許に条件のつく人
助成額	肢体不自由者 … 要した経費の2/3以内(但し10万円を限度) 聴覚言語障害者 … 要した経費の1/3以内(但し5万円を限度)
手続き	身体障害者手帳・免許証の写し・教習費の納入を証する書類・振込口座の分かる書類を持って窓口まで(※運転免許取得後、6ヶ月以内に申請が必要です。)

## ◇自動車改造費の助成

窓口＝障害福祉課

市内に住所を有する重度肢体不自由者が就労等のため、自ら所有し運転する自動車のブレーキやアクセル等を改造する場合、それに要する費用を助成します。1度申請すると、5年間は再申請できません(※所得制限あり)。

対象者	肢体不自由1・2級の人
助成額	ブレーキ・アクセル等の改造に要する費用(但し10万円を限度)
手続き	身体障害者手帳・免許証・改造業者の見積書及び領収書・振込口座の分かる書類を持って窓口まで

## ◇郵便による不在者投票

窓口＝選挙管理委員会

両下肢・体幹・移動機能障害1~2級、内部機能障害1~3級の身体障害者手帳を所持する有権者は、郵便投票証明書の交付を受けた上で、郵便による不在者投票を行うことができます。

## ◇ふれあい教室

窓口＝社会福祉協議会

障害者の交流の場・教養を高める場・趣味の場として、絵画・書道・陶芸・音楽の教室を開催します。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者
費用	無料(材料費は自己負担)
手続き	窓口に連絡してください ※事前に申し込みが必要です (TEL:53-6531、FAX:55-0986)

## ◇すくすくキッズひろば

窓口＝社会福祉協議会

障害のあるお子さん、発達に心配のあるお子さんの交流を深める場・余暇活動の場として、音楽教室と工作・絵画教室を開催します。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳をお持ちのお子さん 療育手帳をお持ちでない発達に心配のあるお子さん (必ず付添の方と来てください)
費用	無料(材料費は自己負担)
手続き	窓口に連絡してください(TEL:53-6531、FAX:55-0986) 事前に申し込みが必要です。

## ◇福祉サロン

窓口＝社会福祉協議会

聴覚障害者やその家族が手話で情報交換、交流を深める場として福祉サロンを開催します。

対象者	聴覚障害者とその家族
費用	無料(材料費・入場料などが発生する場合は自己負担)
手続き	窓口に連絡してください(TEL:53-6531、FAX:55-0986) 事前に申し込みが必要です。

## 8) その他の支援

制度 <窓口>	対象者等		費用
臨床心理士によるカウンセリング <障害福祉課>	不安や悩みを抱えている人やその家族等を対象とします。	毎週月・水曜日 13時～17時 ※予約必要 TEL 0743-53-1602	無料
入院中のヘルパー利用支援事業 <障害福祉課>	事情により家族の協力が得られない重症心身障害者又は両親等保護者の支援が得られない重症心身障害児等が入院した際に、市が必要と認めた場合は、医師・看護師等とのコミュニケーション、見守り、付き添い又は家庭に残された児童等に係るヘルパーの利用を可能とし、本人又は家族を支援します。		無料 (回数・時間制限あり)
緊急時ステイ事業 <障害福祉課>	障害のある人(児童)の同居家族が急な入院、冠婚葬祭等により不在となった場合など緊急時に宿泊場所を提供します。 直接、下記事業所へお問い合わせください。		1泊3千円 (食事代等)
	やまと精神医療センター (小泉町 2815)	TEL 0743-52-3081 療育指導室(内線 224) FAX 0743-52-8879	
	大和郡山育成福祉会ひかり園 (矢田町 382-2)	TEL 0743-55-2821 FAX 0743-55-2822	
	サポートセンターはあと「はあとつむぎ」 (筒井町 524-3)	TEL・FAX 0743-56-8107	
	特別養護老人ホーム瑞祥苑 (矢田町 4739-4)	TEL 0743-54-6180 FAX 0743-58-6611	
	特別養護老人ホーム 大和園平和 (美濃庄町 236-1)	TEL 0743-58-2700 FAX 0743-55-6455	
	あすならホーム郡山 (新木町 361-1)	TEL 0743-51-1165 FAX 0743-55-5357	
	みんなの広場 らんまん (千日町 25-4)	TEL 0743-53-7822 FAX 0743-85-4178	
	eight 「ぴいす」 (九条町 237-2-116)	TEL 0743-20-1658 FAX 0743-20-0620	
こおりやまサポートブック・ファイル の配布 <障害福祉課>	支援や配慮が必要な人が、初めて接する人に知っておいてもらいたい情報を書いておくためのノートです。市のホームページに公開されているものを印刷していただくか、障害福祉課の窓口で配布しているものを受け取っていただいてご活用ください。	市のホームページ、または障害福祉課の窓口で配布しております。	無料

## 9) 医療

制度 <窓口>	対象者	助成内容等
心身障害者医療 <保険年金課>	次の全てに該当する人 ・身体障害者手帳 1～2 級又は奈良県発行の療育手帳 A1・A2 ・1歳以上の人 ・健康保険加入者 (後期高齢者医療被保険者を除く)	保険診療の自己負担分(入院時の食事費用を除く)から1医療機関につき月額 500 円 (14 日以上の入院の場合は月額 1,000 円) を除いた額を助成します。
重度心身障害 老人等医療 <保険年金課>	次の全てに該当する人 ・身体障害者手帳 1～2 級又は奈良県発行の療育手帳 A1・A2 ・後期高齢者医療保険被保険者の人	
後期高齢者医療 <保険年金課>	65 歳以上 75 歳未満で次の要件に該当する人(任意加入) ・身体障害者手帳 1～3 級(含:4 級の一部)又は療育手帳 A1・A2 又は精神障害者保健福祉手帳 1～2 級	後期高齢者医療保険に加入することができます。
ひとり親家庭等 医療 <子育ち支援課>	健康保険加入者で、18 歳未満の子どもを有する配偶者のない母または父とその子どもなど ※所得制限有	保険診療の自己負担分(入院時の食事費用を除く)から1医療機関につき月額 500 円 (14 日以上の入院の場合は月額 1,000 円) を除いた額を助成します。
自立支援医療 (更生医療)  (育成医療)  <障害福祉課>	更生医療=18 歳以上の身体障害者で、手術等で障害の程度を軽減・除去、進行を防げる人  育成医療=18 歳未満の身体障害児、又は現存する疾患を放置すると将来に障害を残すと認められる児童  ※指定医療機関があります。  ※一定所得以上的人は対象外になる場合があります。  ※更新有効期間は、3カ月前～1カ月後まで。それが過ぎると新規になります。	診療にかかる自己負担分(入院時の食事費用を除く)が 1 割となり、世帯の課税状況に応じて自己負担上限月額を設定します。  【負担上限額】 ・低所得1 上限額月 2,500 円 ・低所得2 上限月額 5,000 円 ・中間所得 (市民税(所得割) < 23 万 5 千円) 医療保険の自己負担限度額 ・一定所得以上 (市民税(所得割) ≥ 23 万 5 千円) 対象外 【高額治療継続者(重度かつ継続)】 ・市民税(所得割) < 3 万 3 千円…5 千円 ・3 万 3 千円 ≤ 市民税(所得割) < 23 万 5 千円…1 万円 ・市民税(所得割) ≥ 23 万 5 千円…2 万円

		<p><b>【18歳未満の育成医療激変緩和措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税(所得割) &lt; 3万3千円…5千円</li> <li>・3万3千円≤市民税(所得割) &lt; 23万5千円…1万円</li> </ul>
自立支援医療 (精神通院)  <障害福祉課>	<p>一定の精神疾病のために、通院の必要性が診断書をもとにして認められた人 更新有効期間は、3カ月前～1カ月後まで。 それが過ぎると新規になります。</p> <p>※指定医療機関があります。</p> <p>※一定所得以上の人には対象外になる場合があります。</p>	<p>通院診療にかかる自己負担分が1割となり、世帯の課税状況に応じて自己負担上限月額を設定します。1年毎に更新手続きが必要です。(診断書は2年毎)</p> <p>※負担上限額は、更生医療・育成医療と同じ。</p>
精神障害者 医療費助成事業 (一般)  <障害福祉課>	<p>次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級または2級</li> <li>・健康保険加入者 (後期高齢者医療被保険者を除く)</li> </ul> <p>※福祉医療制度受給者は対象外</p>	<p>保険診療の自己負担分から1医療機関につき月額500円(14日以上の入院の場合は月額1,000円)を除いた額を助成。</p> <p>(入院時の食事費用・生活療養費等は助成対象外)</p>
精神障害者 医療費助成事業 (後期高齢)  <障害福祉課>	<p>次の全てに該当する人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級または2級</li> <li>・後期高齢者医療保険被保険者の人</li> </ul> <p>※福祉医療制度受給者は対象外</p>	
精神障害者 医療費助成事業 (精神通院)  <障害福祉課>	<p>自立支援医療(精神通院)を受給している人</p> <p>※社保本人の受給者を除く。</p> <p>※福祉医療制度受給者は対象外</p> <p>※精神障害者医療費助成事業(一般・後期高齢者)受給者は対象外</p> <p>※所得制限有</p>	<p>自立支援医療(精神通院)による自己負担分から月額500円を除いた額を助成。</p>
特定疾患医療 <郡山保健所>	スモン・ベーチェット病など、厚生労働省が指定した難病患者	保険診療の自己負担分(重症認定患者は全額)を助成します。
小児慢性疾患医療 <郡山保健所>	18歳未満で、慢性腎疾患などの指定された16疾患群の小児慢性特定疾患の患者	保険診療の自己負担分を助成します。
奈良県心身障害者 歯科衛生診療所	障害等により一般の歯科医院では診察の困難な人。診療申込者は診療申込書を歯科診療所に提出する。	<p>奈良県心身障害者歯科衛生診療所 (奈良県社会福祉総合センター内) 橿原市大久保町320-11 TEL0744-29-0115 FAX0744-29-0101</p> <p>※診療申込書様式は県障害福祉課のホームページに掲載しています。</p> <p>※診療日時は申込者のみに通知。</p>

# 10) 年金・手当・貸付け

制 度	対 象 者	給 付 額	備 考
障害厚生年金 <奈良年金事務所> <街角年金相談センター>	<p>①厚生年金の被保険者期間中に初診日(障害の原因となった病気やケガで初めて医師の治療を受けた日)があり、障害認定の等級が国民年金法に定める障害等級の1級・2級、厚生年金法に定める3級、障害手当金のいずれかに該当する人。または、障害認定日に該当していなかった人が65歳に達する日の前日までに該当するようになった人。</p> <p>(障害者手帳の等級とは異なります。)</p>	<p>&lt;1級年額&gt; 993,750円 +報酬比例の年金額×1.25</p> <p>&lt;2級年額&gt; 795,000円 +報酬比例の年金額</p> <p>&lt;3級年額&gt; 報酬比例の年金額×1.0</p> <p>&lt;障害手当金/一時金&gt; 報酬比例の年金額×2.0</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給付要件あり</li> <li>※障害年金の手続きは複雑ですので、手続きを行う前に年金事務所や街角相談センターなどへおもむいて、事前に相談することをお勧めします。</li> </ul> <p><u>奈良年金事務所</u> 奈良市芝辻町4-9-4 0742-35-1371 <u>街角年金相談センター</u> 奈良市大宮町4-281 新大宮センタービル1F ※各共済組合の場合もあります。</p>
障害基礎年金 <奈良年金事務所> <街角年金相談センター> <保険年金課>	<p>①初診日において国民年金の被保険者である人。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有している人であり、国民年金法に定める障害等級の1級・2級のいずれかに該当する人。または、障害認定日に該当していなかった人が65歳に達する日の前日までに該当するようになった人。</p> <p>②生まれつきの障害がある人や20歳前に初診がある病気やケガなどで20歳に達したとき障害等級の1級・2級のいずれかに該当する人、または20歳前の傷病で20歳を過ぎた後に障害等級の1級・2級のいずれかに該当する人。</p>	<p>&lt;1級年額&gt; 993,750円</p> <p>&lt;2級年額&gt; 795,000円</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初診日が65歳以上は不可。</li> <li>・給付要件あり。</li> <li>・所得制限あり。</li> </ul> <p>※年金の支給決定・支給事務は日本年金機構が行います。</p>

制 度	対 象 者	給 付 額	備 考
特別障害給付金 <奈良年金事務所> <街角年金相談センター> <保険年金課>	①:平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 ②:昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった厚生年金・共済組合の加入者であった人の配偶者	<1級年額> 627,600円  <2級年額> 502,080円	・所得制限あり ・障害年金受給者は不可 ※年金の支給決定・支給事務は日本年金機構が行います。
特別児童扶養手当 <子育ち支援課>	20歳未満の身体又は精神に中程度以上の障害をもつ児童を監護している父母、あるいは父母にかわってその児童を養育する人 ※おおむね以下の障害の該当者 ①:身体障害者手帳 1~3級、及び4級の一部 ②:療育手帳 A、及びBの一部 ③:①②と同じ程度の障害と認められる人	<1級月額> 53,700円  <2級月額> 35,760円	・所得制限あり ・施設入所者は不可 ・児童が障害を理由とする公的年金を受給している場合は不可
児童扶養手当 <子育ち支援課>	下記の障害を有する父(又は母)のいる児童を監護する母(又は父)、又は母(又は父)に代わって児童を養育する人 ※おおむね以下の障害の該当者 ①:身体障害者手帳1級及び2級の一部 ②:療育手帳Aの一部 ③:①②と同じ程度の障害と認められる人	※全額支給の場合 <児童1人 月額> 44,140円 <児童2人 月額> 54,560円 以下1人増す毎に 6,250円加算	・所得制限あり ・施設入所者は不可 ・母(又は父)、養育者が受けける公的年金額が当該手当額を上回るときは不可
障害児福祉手当 <障害福祉課>	常時介護を要する20歳未満の在宅重度障害児 ※おおむね以下の障害の該当者 ①:身体障害者手帳1~2級 ② 療育手帳Aの一部	月額 15,220円 ※2・5・8・11月の各10日に前月分までの3ヶ月分を支給。	・所得制限あり ・施設入所者は不可 ・障害を理由とする公的年金受給者は不可
特別障害者手当 <障害福祉課>	20歳以上の在宅重度重複障害者等で、日常生活上常時特別な介護を要する人	月額 27,980円 ※2・5・8・11月の各10日に前月分までの3ヶ月分を支給。	・所得制限あり ・施設入所者は不可 ・3ヶ月以上継続入院している人は不可

制 度	対 象 者	給 付 額	備 考
大和郡山市 心身障害者(児) 介護手当 <障害福祉課>	市内に居住する次のいずれかに該当する障害者(児)を在宅で介護している人 ・寝たきり等で常時介護が必要な身体障害者(医師の証明書必要) ・18歳未満の身体障害児 ・知的障害者・児	障害者(児)一人につき 月額 3,000円 ※9・3月末にまとめて支給。	・施設入所者の介護者は不可 ・3ヶ月以上継続入院者の介護者は不可
大和郡山市 外国人障害者特別給付金 <障害福祉課>	昭和57年1月1日現在、日本国内に居住地登録をし、同日以前に障害者手帳を有し、その障害程度が国民年金法第30条第2項の1級2級に該当し、誕生日が昭和37年1月1日以前の人で本市に住民票があり、かつ居住する外国人	上限月額 20,000円 ※7・11・3月に支給。	・年額24万円以上の年金受給者は不可 ・施設入所者は不可 ・生活保護者は不可 ・外国人高齢者特別給付金受給者は不可
在宅重度心身障害児援護金 <社会福祉協議会>	市内に居住する次のいずれかに該当する障害児を介護している市内の人 ・20歳未満の身体障害者手帳 1~2級所持者 ・20歳未満の療育手帳A所持者	障害児1人につき 年額 5,000円	毎年12月に5,000円支給する
貸付制度 <社会福祉協議会> TEL53-6531 FAX55-0986	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が属する世帯	福祉資金 福祉用具等の購入に必要な経費 1,700,000円以内 障害者用自動車の購入に必要な経費 2,500,000円以内 等 ※その他目的別に資金の種類があります。	・貸付には条件や審査があります。 ・資金の種類により貸付限度額や償還期間を設定 ・詳細については社会福祉協議会までお問い合わせください。
奈良県 心身障害者扶養共済制度 <障害福祉課>	65歳未満の健康な保護者で、身体・知的・精神障害者、又はこれと同程度と認められる人を扶養する人	掛金1口分につき 月額 20,000円	・加入者(保護者)が掛金をし、保護者の死亡時に障害者本人に年金が支払われます。
生活保護受給者の障害者加算 <生活支援課>	障害年金を受給している場合は年金証書により、受給していない場合は障害者手帳により加算が行われます。※おおむね以下に該当する人 ①身体障害者手帳の1~3級 ②療育手帳の一部 ③精神障害者保健福祉手帳の1,2級		※加算額は等級・居住地により異なります。 詳しくは地区担当者にご相談ください。

## 11) 税金等

### ◇所得税・住民税

窓口=税務署(所得税)・市役所税務課(住民税)

確定申告書等に記入することにより、本人又は扶養者の所得から以下の額が控除されます。詳しくは税務課まで。

種類	内容および所得控除額
障害者控除 (特別障害者控除)	本人又はその同一生計配偶者、若しくは扶養親族が障害者の場合 ・特別障害者 … 40万円(所得税)、30万円(住民税) ・障害者 … 27万円(所得税)、26万円(住民税)
同居特別障害者 扶養控除	同居している同一生計配偶者、又は扶養親族が特別障害者の場合 障害者控除に加算する額 35万円(所得税) 23万円(住民税)
所得金額調整控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が、特別障害者で、本人の給与等の収入金額が850万円超の場合には給与所得の金額から、以下の所得金額調整控除額が控除されます。 所得金額調整控除額= (給与等の収入金額(上限1,000万円)-850万円) × 10%

※障害者本人の前年の合計所得金額135万円以下の場合は、住民税は非課税になります。

※上の表における「特別障害者」「障害者」の区別は以下の通りです。

特別障害者=「身体障害者手帳1~2級」「療育手帳A1・A2」「精神障害者保健福祉手帳1級」

障害者=「身体障害者手帳3~6級」「療育手帳B1・B2」「精神障害者保健福祉手帳2~3級」

### ◇事業税

窓口=県税事務所

重度の視力障害者が行う「あんま・はり・きゅう」等医業に関する事業税は非課税になります。  
詳しくは県税事務所(TEL:0742-20-4533、FAX:0742-26-3675)へ

### ◇相続税

窓口=奈良税務署

相続により財産を取得したとき、相続人が障害者の場合は85歳に達するまでの年数により、1年につき10万円(特別障害者は20万円)税額から控除されます。詳しくは奈良税務署(TEL:0742-26-1201)へ

### ◇贈与税

窓口=奈良税務署

障害者の生活費などにあてるために、一定の信託契約に基づいて障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち3000万円(特別障害者については6000万円)まで贈与税がかかりません。詳しくは奈良税務署(TEL:0742-26-1201)へ

### ◇少額預金等利子非課税制度

窓口=各金融機関

郵便貯金、銀行等の預貯金等及び公債であって、それぞれの制度につき元本又は額面350万円を限度として利子が非課税になります。申請は取引金融機関にしてください。

## ◇自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)

障害者本人が運転する場合、または専ら当該障害者の通院・通学・通所・生業のため、障害者と生計を一にする人が運転する場合、下表に該当する人は、所有する車両のうち1台の自動車税(種別割・環境性能割)・軽自動車税(種別割・環境性能割)が減免されます。

○減免手続きに必要な書類等、詳しくは、各窓口にお問い合わせください。

窓 口	○自動車税(種別割)	→「奈良県自動車税事務所 自動車税第一課」 満願寺町 60-1 奈良県郡山総合庁舎内(TEL51-0081)
	○自動車税(環境性能割)	→「奈良県自動車税事務所 自動車税第二課」
	軽自動車税(環境性能割)	額田部北町 981-8 奈良県自動車会館内(TEL57-0300)
○軽自動車税(種別割)→「市役所 税務課 市民税係」(TEL53-1151 内線 281~283 )		

○自動車の所有者※は障害者本人に限ります。※軽自動車税(種別割)は、4月1日時点の所有者です。  
(ただし、知的障害者・精神障害者及び18歳未満の障害児の場合に限り、当該障害者と生計を一にする人の所有でも対象)

○生計同一者または常時介護者の運転の場合、生計同一証明書、常時介護証明書が必要になる場合があります。(証明書交付窓口:障害福祉課)

障害区分	障害の級別				
	本人の運転	生計同一者の運転(家族)	常時介護者の運転(他人) (継続1年以上週3日以上が条件)		
視覚障害	1~4級				
聴覚障害	2~3級				
平衡機能障害	3級				
音声機能障害 (咽頭摘出障害のみ)	3級				
上肢機能障害 (含:脳原性運動機能障害・上肢)	1~2級				
下肢機能障害 (含:脳原性運動機能障害・移動)	1~6級	1~3級			
体幹機能障害	1~3・5級	1~3級			
内部機能障害	1・3級 (肝臓機能障害は1~3級)				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫不全障害	1~3級				
知的障害	最重度 A1・重度 A2				
精神障害	自立支援医療(精神通院)を受けている1級の人 ※軽自動車税(種別割)は自立支援医療(精神通院)を受けていない1級の人も対象				

○軽自動車税(種別割)は、納期限までに減免の申請が受理された場合に、その年度の軽自動車税(種別割)が減免されます。納期限後の申請は受付できません。

## 12) 各種料金の割引

### ◇鉄道運賃の割引（詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください）

駅の窓口で手帳を提示して、乗車券を購入して下さい。また、第1種障害者が介護者と乗車するときに限り、券売機で小児運賃切符を購入することも可能です。そのときは切符と一緒に改札で障害者手帳を提示してください。

		第1種障害者 (身体・療育 A1,A2 手帳)		第2種障害者 (身体・療育 B1,B2 手帳)		割引率
普通 乗車券	お一人で	片道 100km を超える場合のみ割引が適用されます				
	介護者と	○	距離に関係なく 2人とも対象	×		5割
定期券	介護者と	○	小児は介護者のみ 対象	△	小児は介護者のみ 対象	
回数券	介護者と	○	距離に関係なく 2人とも対象	×		

※小児(12歳未満)は小児運賃の5割引です(小児定期乗車券は割引されません)。

※グリーン車・特急料金・寝台料金は割引されません。

※お一人で利用される場合、定期券・回数券・急行券は割引されません。

※鉄道会社によって割引対象や割引のしくみが異なります。詳しくは鉄道会社に直接お問い合わせください。

### ◇バス運賃の割引(奈良交通)(詳しくは奈良交通テレホンセンター TEL0742-20-3100)

普通運賃については、支払いの際に手帳を提示してください。回数券・定期券は、購入の際に手帳を販売窓口に提示してください。

		第1種障害者 (身体・療育 A1,A2・精神1級)		第2種障害者 (身体・療育 B1,B2・精神2~3級)		割引率
普通運賃 回数券、定期券	単独	○		○		
	介護者と	○		×		(定期券3割)

※精神障害者保健福祉手帳の所持者は、写真が貼付されている場合のみ割引が適用されます。

※小児(12歳未満)は小児運賃の5割引です(小児定期乗車券は割引されません)。

※奈良交通の非接触型ICカード(CICA)の利用時は、支払い時の申し出により割引されます。

なお、障害者用のCICAも案内所で販売しています。(身体・療育のみ)

### ◇大和郡山市コミュニティバス「元気城下町号・元気治道号・元気平和号」の運賃の割引

窓口=企画政策課

身体障害者手帳又は療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者が市内を巡回するコミュニティバス(12人乗り)を利用される際、障害者手帳を運転手に提示することで、本人運賃が無料になります。　※第1種障害者は、本人とその介護者の運賃が無料となります。

## ◇タクシー運賃の割引・助成

窓口＝障害福祉課

1. タクシーに乗車した際、手帳を提示してください。市役所での手続きは不要です。

対象者	身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの人
費用	1割引(全国共通。事業認可の条件となっています)

2. 障害福祉課で基本料金のうち最大 600 円を助成するタクシー券冊子を交付します。

対象者	①: 視覚障害、下肢機能障害、体幹機能障害、脳原性運動機能障害、 内部障害の人で、 <u>それぞれの等級が 1 級～3 級の人</u> (聴覚障害、上肢機能障害 1～3 級の人は対象外) ②: 療育手帳 A の人 ③: 精神障害者保健福祉手帳 1 級の人
利用限度	1 人につき、年間 1 冊(48 枚綴り) ※市と契約のあるタクシー会社のみ
申請方法	障害者手帳を持って窓口まで。

## ◇有料道路通行料金の割引

窓口＝障害福祉課

有料道路を利用する際、有料道路料金について割引が受けられます。詳しくは有料道路 ETC 割引登録係(TEL045-477-1233)へ。

	第 1 種障害者 (身体・療育 A1,A2)	第 2 種障害者 (身体のみ)	割引率
障害者ご本人が運転される場合	○	○	5 割
障害者ご本人以外の方が運転され、 障害者ご本人が乗車される場合	○	×	

利用方法	事前にお手続きをしていただいた上で、障害者手帳を料金所で提示していただき、お手続き時に登録した ETC カードで精算される際割引が適用されます。 また、オンライン申請も可能ですのでそちらを希望される場合は下記二次元コードを読み取ってください。 ※窓口でお手続きの場合と必要書類が異なります。

必要書類	身体障害者手帳又は療育手帳・自動車検査証・本人運転の場合は免許証 ローンもしくはリース契約の車の場合は、契約書 (ETCを利用される場合は、セットアップ証明書、 <u>本人名義のETCカード</u> も必要) ※未成年者については、第 1 種の障害者手帳所持者で、本人が運転して本割引の 適用を受けない場合に限り、親権者又は法定後見人名義のETCカードも可
有効期間	申請日から 2 回目の誕生日まで ※期限の切れる 2 ヶ月前から、障害福祉課で更新手続きをしてください。 ※ETC 利用申請をされた場合のみ、ETC 登録係から更新案内が届きます。

## ◇航空運賃(国内線)の割引

航空運賃(国内線)の割引を受けられます。割引対象及び割引率は各航空会社で異なりますので、事前に各社にお問い合わせください。

## ◇NHK放送受信料の減免

窓口：障害福祉課

①全額免除	障害者手帳所持者の属する世帯員全員が市民税非課税
②半額免除	1)1～2級の身体障害者手帳所持者が世帯主かつ受信契約者 (ただし視覚・聴覚障害者は3～6級の人も対象) 2)療育手帳A所持者が世帯主かつ受信契約者 3)精神障害者保健福祉手帳1級所持者が世帯主かつ受信契約者
手続き	身体障害者手帳／療育手帳／精神障害者保健福祉手帳と印鑑をもって窓口へ。(全額免除申請者で1年以内の転入者は、前住所地での世帯全員の非課税証明書が必要となる場合があります。)
問い合わせ	〒630-8540 奈良市三条大通1丁目1-20 NHK 奈良放送局 営業部 TEL0742-30-0300 FAX0742-26-3411

## ◇点字郵便物の無料扱い

窓口＝日本郵政グループ(郵便局)

次の郵便物で、封筒の一部が開封され、名あて面上部の右すみに「点字郵便物」と表記された郵便物は、送料が無料になります。

- ①:盲人用点字郵便物
- ②:盲人用録音テープ・点字出版物で、総務大臣の指定する点字図書館、点字出版施設などから差し出し、又はこれらの施設宛に差し出されるもの

## ◇電話番号の無料案内

窓口＝NTT西日本ふれあい案内

電話帳のご利用が困難な障害のある人が「ふれあい案内」に登録されると、無料で電話番号案内をご利用いただけるサービスです。(NTT西日本、NTTの104をご利用いただける通信業者の回線(携帯電話含)から104をダイヤルした場合が対象となり、事前登録が必要です。)

対象者	視覚障害1～6級、肢体不自由(上肢・体幹)1～2級 聴覚障害2～6級、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害3～4級 療育手帳保持者(児)、精神障害者保健福祉手帳保持者(児)
手続き	NTT西日本ふれあい案内担当 フリーダイヤル0120-104-174(受付9時～17時) ※土日祝、年末年始除く

## ◇九条公園プールの無料利用

**窓口＝九条公園プール**

機能回復訓練・健康増進・健常者とのふれあいを目的に、無料利用を実施しています。

対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者と介護者 2名まで
手続き	受付で手帳を提示して下さい（回数制限なし）。詳しくは九条公園（TEL52-1245）へお問い合わせください

## ◇DMG MORI やまと郡山城ホールの駐車場の減免

**窓口＝ホール事務室**

障害者手帳所持者が乗車する自動車を駐車する際、駐車料金が無料になります。

対象者	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
手続き	精算前に障害者手帳・駐車券を持って、ホール事務室で申し出てください

## ◇携帯電話の障害者割引

**窓口＝各携帯電話会社**

割引の有無・割引内容は各会社で異なりますが、基本使用料金等の割引を受けられる場合があります。詳しくは各携帯会社にお問い合わせください。

## ◇映画の割引

**窓口＝各映画館**

奈良県興行生活衛生同業組合に加盟する映画館では、入場料が割引となります。割引率は映画館により異なりますので、詳しくは各映画館へお問い合わせください。

## 13) 各種制度一覧表

凡例: ○=該当、△=一部該当		日常生活の援助						社会参加						医療								
		補装具費の支給(交付・修理)	日常生活用具の給付・貸与	紙おむつ及びおむつかバーの支給	訪問理美容サービス	点字シールの貼付	福祉機器の貸出(短期)	広報誌の情報保障	ヘルプマークの配布	手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣	中途失明者等の生活訓練	補助犬の貸与	駐車禁止除外指定車標章の交付	自動車運転免許取得費の助成	自動車改造費の助成	郵便による不在者投票	ふれあい教室	心身障害者医療・重度心身障害老人等医療	ひとり親家庭等医療	後期高齢者医療	精神障害者医療費助成事業(精神通院)	精神障害者医療費助成事業(精神通院)
身体障害	視覚障害	1	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		2	○	○			○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
		3	○	△			○	○	○	○		○		○	○	○	○	△	○	○	○	
		4	○	△			○	○	○	○		△		○	○	○	○	△	△	△	△	
		5	○	△			○	○	○	○				○	○	○	○		△	△	△	
		6	○	△			○	○	○	○		○		○	○	○	○	△	△	△	△	
	聴覚障害	2	○	○			○		○			○	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○			○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		4	○	△			○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		6	○	△			○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
知的障害	平衡機能	3		△			○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
		5		△			○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
	音声言語	3	○	○			○		○			○		△		○	○	○	△	○	○	○
		4	○	○			○		○			○		△		○	○	○	△	○	○	○
	肢体不自由	1	○	○	△	△	○		○			○	△	○	△	○	○	○	△	△	△	△
		2	○	○	△	△	○		○			○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○
		3	○	△			○		○			○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○
		4	○	△			○		○			○	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△
		5	○	△			○		○			○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○
		6	○	△			○		○			○	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○
精神障害	内部障害	1	△	○	△		○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
		2		△			○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
		3	△	○			○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
		4	△	△			○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
	A		○				○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
	B						○		○			○		○		○	○	○	○	○	○	○
	1						○		○			○		○		○	○	○	△	○	○	○
	2						○		○			○		○		○	○	○	△	○	○	○
	3						○		○			○		○		○	○	○	△	○	○	○
	制限	所得制限	○	○	○								○						○	○	○	○
	年齢制限	○	○	○	○							△		○					○	○	○	○

凡例: ○=該当、△=一部該当		年金・手当・貸付						税金等						各種料金の割引											
		障害基礎年金	特別障害給付金	児童扶養手当	障害児童福祉手当	大和郡山市心身障害者(児)介護手当	大和郡山市外国人障害者特別給付金	心身障害者扶養共済制度	貸付制度	所得税・住民税	事業税	相続税	少額預金等利子非課税制度	自動車税・軽自動車税・自動車取得税	鉄道・タクシー運賃の割引	バス運賃の割引	タクシー運賃の助成(福祉タクシー券の交付)	航空運賃(国内線)の割引	NHK放送受信料金の減免	点字郵便物の無料取扱い	有料道路通行料金の割引	九条公園プールの無料利用	電話番号の無料案内	携帯電話の障害者割引	
1	視覚障害	○	○	△	△	△	△	△	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2		○	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○
3		△				△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
4		△				△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
5						△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
6						△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
1	聴覚障害	○	△	△	△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
2		△				△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
3		△				△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
4						△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
5						△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
6						△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
1	平衡機能	△				△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
2						△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○
3	音声言語					△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4						△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	肢体不自由	○	○	△	△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
2		○	△	△	△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
3		△				△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○
4		△				△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
5						△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6						△			○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1	内部障害	△	△	△	△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2		△	△	△	△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		△				△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
A	知的障害	○	○	△	△	○	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B		△	△			○	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
1	精神障害	△	△	△	△	△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
2		△	△			△	△	△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3		△	△						△	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○
制限	所得制限	○	○	○	○	○	○	○	○	○													△		
制限	年齢制限	○	○	○	○	○	○	○	△	○															

## 身体障害者手帳の診断書を書くことができる医療機関名(市内)

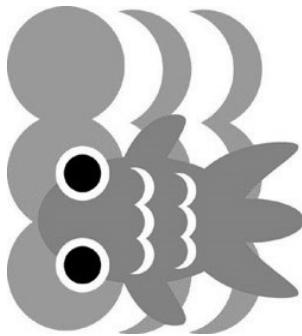
病院名	住所	電話番号	肢体	視覚	聴覚	平衡	音声	言語	しゃく	心臓	呼吸	腎臓	ぼうこう	直腸	小腸	免疫	肝臓
大和郡山病院	朝日町1番62号	53-1111	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
郡山青藍病院	本庄町1-1	56-8000	○	※	※	※	※	※	※	○	○	○	○	○	○	○	○
田北病院	城南町2番13号	54-0112	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良厚生会病院	椎木町769-3	56-5678															
おかげから整形外科	九条町188-2	54-1001	○														
かぎさきクリニック	本庄町297-1	59-6101	○														
林整形外科病院	南都山町236-3	53-2476	○														
原整形外科	矢田山町51-3	58-1155	○														
藤井整形外科	柳町128-9 カイチビル2F	55-6811	○														
藤村病院	北郡山町104-3	53-2001	○														
まるおか眼科	柳町70-1	53-5067	○														
坂上眼科	朝日町520-58 にしもとビル3F	61-5623	○														
志水眼科	筒井町1598-1	59-4146	○														
おおはぎ眼科	高田町92-14 ハーベス太和郡山店2F	58-6800	○														
松本眼科	小泉町406	57-7100	○														
川本耳鼻咽喉科	高田町6-1	TEL 54-0333 FAX 52-3341	○														
おおさかクリニック	小泉町東3丁目6-1	TEL 59-4411 FAX 59-4422	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山本耳鼻咽喉科医院	南都山町520-1 近鉄駅前マイド21 7階	TEL 54-3967 FAX 54-9641	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
小泉診療所	小泉町552	52-3035															
にしざき内科クリニック	藤原町2-18 平井ビル1F	85-5251															
まつたなークリニック	本庄町247-1	57-0202															
上田医院北和診療所	九条町362-2	52-3501															
壬生医院	小泉町2356-1	85-6680															
ひらた泌尿器科クリニック	柳町128-9 カイチビル4F	53-1000															
小野クリニック	九条平野町3番25-1	61-5801															
豊原クリニック	九条町188-2	51-1048															

## 自立支援医療(精神通院)の診断書を書くことができる医療機関名(市内)

病院名	住所	電話番号
上田医院北和診療所	九条町362-2	53-3361
かぎさきクリニック	本庄町297-1	59-6101
片山クリニック	九条町297-1 KYビル3階	55-5005
小泉診療所	小泉町552	52-3035
郡山青藍病院	本庄町1番地の1	56-8000
田北病院	城南町2番13号	54-0112
中島医院	柳5丁目16番地	54-9717
中村メンタルクリニック	朝日町1-22 フクオカビル本館1階	58-5802
牧浦内科	額田郡北町479-3	57-6595
三橋仁美レディースクリニック	矢田町通19	51-1135
大和郡山病院	朝日町1番62号	53-1111
やまと精神医療センター	小泉町2815番地	52-3081

※印については、腫瘍・神経障害等を原因とする障害に限る

平和のシンボル、金魚が泳ぐ城下町。



大和郡山市

### 大和郡山市民憲章

わたくしたちの大和郡山市は、豊かな自然と悠久の歴史に育まれ、明日に向けて歩みつづける希望のまちです。わたくしたち市民は、より平和で夢と誇りに満ちたまちをめざし、ここに市民憲章を定めます。

1. 進んでまちづくりに参加し ともに住みよいまちをつくります
1. 恵まれた自然を大切にし 清潔で美しいまちをつくります
1. 多彩な産業を生かし 活力に満ちたまちをつくります
1. 歴史に学び 文化を誇る 豊かな郷土をつくります
1. お互いを尊重し 平和であたたかい社会をつくります

### 「ふれあい」—障害福祉のご案内—

編集・発行 大和郡山市 障害福祉課 障害福祉係

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地4

TEL 0743-53-1151( 内535・538 )

ダイヤルイン 0743-53-1602

FAX 0743-55-2351

URL <https://www.city.yamatokoriyama.nara.jp>